

監 査 報 告 書

令和8年 第1回

大 阪 市 監 査 委 員

目 次

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(財政局所管システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務) ······	1
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠 ······	1
第2 監査の種類 ······	1
第3 監査の対象 ······	1
第4 監査の着眼点 ······	2
第5 監査の主な実施内容 ······	3
第6 監査の結果 ······	3
1 実施手順の周知について改善を求めたもの ······	3
2 外部記憶デバイスの管理について改善を求めたもの ······	4
第7 その他 ······	5

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所) ······	7
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠 ······	7
第2 監査の種類 ······	7
第3 監査の対象 ······	7
第4 監査の着眼点 ······	8
第5 監査の主な実施内容 ······	9
第6 監査の結果 ······	9
1 施設取得にかかる会計処理について是正及び改善を求めたもの ······	9
2 財務諸表の注記について是正及び改善を求めたもの ······	11
第7 その他 ······	12

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(財政局所管システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査
地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

財政局所管システムにおける情報セキュリティ対策に関する事務
・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象システム

税務事務システム^(注)

(注) 財政局が所管する税務事務システムは、各税目の賦課、収納管理、滞納整理に至る税務事務を処理し、オンライン処理による情報の一元管理と共有化、バッチ処理による「大量データの一括処理」、「大量帳票外部媒体出力処理」等の処理形態を取り、事務処理の効率化などを実現するシステムである。

3 対象所属^(注)

財政局、デジタル統括室、中央区役所及び城東区役所

(注) 財政局は税務部、あべの市税事務所及び弁天町市税事務所を対象とする。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)情報セキュリティ管理体制が十分でなく、適切な情報セキュリティ対策が実施されず、重大な情報セキュリティインシデントが発生するリスク	ア 対象システムにおける情報セキュリティ管理体制が構築されているか。 イ 情報セキュリティ実施手順は、情報セキュリティポリシー等に準拠して作成され、対策基準の変更等に対応して適宜見直されているか。また、関係者に周知徹底されているか。	— 指摘事項1
(2)情報セキュリティ対策の整備・運用状況が適切でなく、重大な情報セキュリティインシデントが発生するリスク	ア 情報資産等の管理が適切に実施されているか。 イ ID及び権限が適切に管理されているか。 ウ OS等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用、ウイルス対策ソフト等の対応が適切に実施されているか。 エ システム障害発生時に、緊急度や影響度を判断し、対応するための手順が策定されているか。また、障害管理が適切に行われているか。	指摘事項2 — — —
(3)情報セキュリティに関するモニタリングが有効に機能せず、重大な情報セキュリティインシデントが発生するリスク	ア 各種ログは適切に取得され、定期的に分析されているか。 イ 情報セキュリティに関する自己点検が実施され、不備事項についての改善措置が適時実施されているか。 ウ 外部委託先とSLA等により、情報セキュリティの管理状況等について定期的にモニタリングし、評価しているか。	— — —
(4)過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 1 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

2 情報セキュリティインシデントとは、情報セキュリティを脅かす事件や事故及びセキュリティ上好ましくない事象・事態のことをいう。

3 SLA (Service Level Agreement) とは、事業者が利用者に対しサービスをどの程度の品質で提供するのか明示した契約のことをいう。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となつた事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 実施手順の周知について改善を求めたもの

【財政局に対して】

デジタル統括室が定めている大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）によれば、局等情報セキュリティ責任者は、局等における情報セキュリティの連絡体制を利用し、情報セキュリティ責任者その他必要と認める者に対し、ポリシー及び実施手順の周知徹底を行わなければならないとされている。また、局等が実施する研修等により、所属員に対しポリシー及び実施手順の遵守について啓発しなければならないとされている。

また、税務事務システム・電子申告システム情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）には、管理体制及び役割について次のとおり定められている。

《管理体制及び役割》

情報セキュリティ責任者は、所管する情報資産の情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう必要な措置を行う。また、職員等に対するセキュリティポリシー及び実施手順の遵守に関する指導、助言又は研修その他情報セキュリティ確保のために必要な措置を行う。

なお、実施手順は令和6年4月1日付けて改正されており、令和6年3月27日付けてシステム所管所属の財政局税務部情報統括管理者からシステム利用所属あてに、全対象職員に対して周知する旨の内容が記載された通知文により通知された。

【令和6年4月1日実施手順の改正内容（抜粋）】

「情報セキュリティ対策」へ以下の項目の追加

■ 組織・体制及び役割・責任

システムの情報資産について、全庁的な組織・体制及び役割・責任に基づき情報セキュリティ対策を行う。

■ 点検・評価及び見直し

点検・評価を実施し運用改善を行い、必要に応じて適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う対策を講じるものとする。

「セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守状況の確認」へ以下の追加

セキュリティポリシー及び実施手順に違反した職員等及びその監督責任者は、その重大性、発生した事象の状況等に応じて、地方公務員法及び大阪市職員基本条例に基づき懲戒処分の対象となる場合がある。

今回の監査において、実施手順の周知状況について確認したところ、次のとおりであった。

財政局（弁天町市税事務所管理担当）において、令和6年4月1日の実施手順改正について、担当内のシステム利用職員に改正内容の周知を行っていなかった。

管理担当に確認したところ、令和6年3月27日付けで通知のあった実施手順の改正について、改正内容を確認したもの、担当内のシステム利用職員に周知が必要な改正内容ではないと判断し周知を行わなかったことが判明した。

これは、本件通知について、管理担当が改正内容の確認を行った際に、改正内容はシステム利用職員が遵守すべき事項にかかる内容ではなく、システム利用職員に周知する必要はないものと判断したことが原因である。

現状では、実施手順の改正内容を熟知していないシステム利用職員により、適切な情報セキュリティ対策が実施されず、重大な情報セキュリティインシデントを招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

財政局は、実施手順の改正の通知があった場合は、改正内容の確認を徹底するとともに、システム利用職員まで確実に周知されるよう、情報セキュリティ責任者の下、規定に基づき実施されたい。

2 外部記憶デバイスの管理について改善を求めたもの

【財政局に対して】

デジタル統括室が定めている対策基準によれば、情報セキュリティ責任者は、データの重要性が容易に識別できるよう、ファイルが格納された記録媒体等の保管について台帳整備し、所定の場所において適切に管理しなければならないとされている。

さらに、外付けハードディスクや外付けS S D等のサーバなどパソコン等の端末機の外に置きケーブル等で接続するタイプの記憶装置の場合は、これら外付けハードディスク等の現物と台帳に記録された識別番号について定期的に照合点検しなければならないとされている。

また、実施手順には、情報資産の管理について次のとおり定められている。

《情報資産の管理》

外部記憶デバイスは、施錠できるロッカー等にて保管し、紛失・盗難がないように適切に管理しなければならない。また、情報セキュリティ責任者は常に使用されている外部記憶デバイスの所在を把握し、紛失・盗難がないか確認し、少なくとも1年に1回は外部デバイス管理簿へ確認結果を記録すること。

今回の監査において、外部記憶デバイスの管理状況について確認したところ、次のとおりであった。

財政局（課税課個人課税グループ）において、外部記憶デバイスとしてU S Bメモリを3本登録し使用していたが、情報セキュリティ責任者による1年に1回以上実施すべき、外部記憶デバイスの所在確認は行っていたものの、管理簿への確認結果の記録を行っていなかった。

また、U S Bメモリ3本のうち1本については、U S Bメモリ自体にラベル等の貼付けがなく、台帳（管理簿）に記録された識別番号と容易に照合点検できない状態であることから、適切に管理しているとは言い難い状況であった。

これは、実施手順における外部記憶デバイスの管理方法の理解が不十分であったことが原因である。

また、システム所管所属策定の外部記憶デバイスの管理方法等を取りまとめた「税務事務システム等外部記憶デバイスの取扱手順」において、U S Bメモリへのラベル等の貼付けによる管理方法が記載されていなかったことが原因である。

現状では、当該システムの運用において、情報セキュリティ対策が適切に実施されず、情報セキュリティインシデントを招くリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

財政局は、1年に1回以上の外部記憶デバイスの所在確認及び管理簿への確認結果の記録について、情報セキュリティ責任者の下、規定に基づき実施されたい。

また、デジタル統括室が定めている対策基準に基づき外部記憶デバイスが適切に管理されるよう、「税務事務システム等外部記憶デバイスの取扱手順」にラベル等の貼付けによるU S Bメモリの管理方法について追記し周知されたい。

第7 その他

特になし

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

健康局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務及び組織運営体制が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、設立目的を達成するために必要な組織運営体制が構築され、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
	ウ 運営状況及び財政状態は良好か。	—
(3)交付金・補助金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 交付金・補助金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の入出金記録は一致しているか。	—
	イ 交付金・補助金の算定方法は適切か。	—
	ウ 事業内容は、事業計画や交付金・補助金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	エ 交付金・補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	オ 予算執行にあたり、競争性を確保する仕組みが構築され、コスト削減が図られているか。	—
(4)本市からの受託事業が適切に実施されないリスク	ア 本市からの受託事業にかかる見積り及び精算額の算定が適切になされているか。	—
	イ 本市からの受託事業が、委託契約書及び仕様書に従い、適切に実施されているか。	—
	ウ 本市からの受託事業に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
(5)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項1 指摘事項2

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
	イ 関係帳票の整備、記帳等は適切に実施されているか。また、会計経理は適切か。	—
(6) 不正又は法令違反等のリスク	ア 業務実施に影響を与える法令等が網羅的に特定され、順守に必要な体制が構築されているか。	—
	イ 不正又は法令違反等を適時に発見又は防止するための体制（通報窓口等）が構築され、適切に運用されているか。	—
	ウ 業務運営に重要な影響を与える不正又は法令違反等が特定された場合に、役員及び所管局への報告を含め、適切に対処されているか。	—
(7) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(8) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となつた団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 施設取得にかかる会計処理について是正及び改善を求めたもの

【地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所に対して】

地方独立行政法人会計基準第87第1項において、現物出資された建物等資産又は地方公共団体からの施設費を財源とする建物等資産は、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして設立団体の長による特定を受けた^(注)上で、当該資産の減価償却相当額は、損益計算書上の費用には計上せず、貸借対照表上の資本剰余金（純資産）を減額する旨が規定されている。

また、同基準第 80 において、施設費を受領したときは貸借対照表上の預り施設費（負債）として整理し、同基準第 87 による特定を受けたときは、預り施設費を資本剰余金（純資産）に振り替える旨が規定されている。

(注) 「減価に対応すべき収益の獲得が予定されていない」とは、例えば公共サービスを提供するなど収益事業を主目的としない法人において、固定資産の利用による減価償却費が事業活動収益によって直接的に賄われないことをいい、該当する資産について、減価償却費に相当する額は資本剰余金から減額することによって処理するものとして、設立団体の長の特定を受けることになっている。

当該法人は、森ノ宮センター（旧大阪府立公衆衛生研究所）と天王寺センター（旧大阪市立環境科学研究所）の2施設を一元化するに当たり、令和2年度に大阪府より施設の現物出資を受け、平成30年度から大阪府・市より施設費の交付を受けている。当該一元化施設は、収益事業を主目的としていない地方衛生研究所であることから、設立団体の長の特定を受ける必要がある。

上記の特定を受ける手続及び会計処理を確認したところ、大阪府より現物出資された建物について、会計処理の勘定科目誤りはなかったものの、設立団体の長による特定を受けておらず、大阪府・市から交付を受けた施設費を財源とする施設については、設立団体の長による特定を受けておらず、預り施設費を資産見返補助金等（負債）に振り替える会計処理がされていた（下図参照）。

〔地方独立行政法人会計基準〕		〔現状〕	
仕訳		仕訳	
【借方】	【貸方】	【借方】	【貸方】
現金及び預金（資産）	預り施設費（負債）	現金及び預金（資産）	預り施設費（負債）
預り施設費（負債）	資本剰余金（純資産）	預り施設費（負債）	資産見返補助金等（負債）

貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
	(純資産の部)
	資本剰余金の増加

貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
	資産見返補助金等の増加
	(純資産の部)

これは、地方独立行政法人会計基準に基づいた設立団体の長による特定を受ける手続について認識できていなかつたことが原因である。

現状では、拠出者の意図や取得資産の特性を踏まえた会計処理及び財務諸表とならないリスク、誤った会計処理及び開示により財務諸表の利用者に誤解を与えるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 本法人は、遡及して設立団体の長による特定を受けられたい。
2. 本法人は、取得時点に遡って預り施設費を資本剰余金に振り替えた上で、令和7年度決算において施設取得時からの影響を財務諸表に取り込まれたい。
3. 本法人は、地方独立行政法人の会計処理に当たって誤りやすいポイントや設立団体との事前協議が必要な事項を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えてチェックリストの作成に関する支援も受けるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。

2 財務諸表の注記について是正及び改善を求めたもの

【地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所に対して】

地方独立行政法人会計基準第 60 注記事項 第 1 項及び第 2 項において、「行政コスト計算書には、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記しなければならない」及び「地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。」と規定されている。

また、『「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A』 QA78-5-5において、金融商品に関する具体的な注記内容は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考とし、重要性の乏しいものを除き、金融商品の時価等に関する事項等を注記する旨と、「金融商品の時価等に関する事項」のうち、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができ、注記を省略する場合には、理由と省略している旨を記載すると規定されている。

令和 6 年度の財務諸表の損益計算書及び行政コスト計算書に関する注記事項を確認したところ、住民等の負担に帰せられるコストの注記において、法人が所有する施設に入居している大阪市立環境科学センターからの賃貸料及び施設維持管理分担金のうち、賃貸料は行政コストから控除する自己収入に含まれていたが、施設維持管理分担金収益を控除する自己収入に含んでおらず、住民等の負担に帰せられるコストが過剰に計上されていた。

また、同年度の財務諸表の金融商品の時価等に関する注記事項を確認したところ、注記されていた金融商品はリース債務のみであり、金融商品に該当する現金及び預金、未収入金、未払金の記載はなく、注記を省略している旨の記載もなかった。

法人によると、会計担当者は、地方独立行政法人会計基準が規定する注記情報の趣旨は理解していたものの、住民等の負担に帰せられるコストの具体的な控除対象についての理解が不足しており、注記を省略する場合の情報開示についても認識していなかった、とのことである。これは、地方独立行政法人会計基準の内容に対する理解が不十分であったことが原因である。

現状では、住民等の負担に帰せられるコスト及び金融商品の時価情報について、財務諸表の利用者に誤解を与えるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、財務諸表の注記事項について誤りやすいポイントやほかの開示事項等との整合性が求められる箇所を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えて開示書類の網羅性や正確性に特化した支援も受けるなど、開示書類の精度を高める仕組みを講じられたい。

第7 その他

留意すべき事項

【健康局に対して】

大阪府と市は「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約」を定めており、同規約第10条に規定する「特定の償却資産の指定」のように、会計処理の条件として設立団体の長による指定の手続を必要とするものもある。

健康局は、法人及び大阪府とより一層の連携を図るとともに、同規約に該当する手続について、所管所属として主体的に関与されたい。